

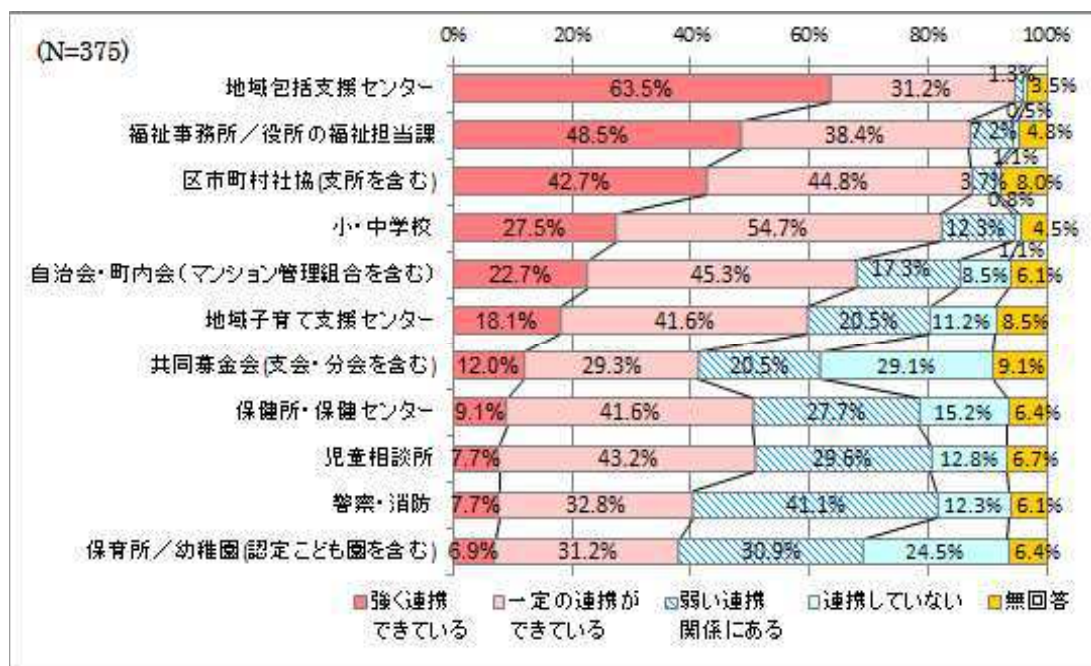
⑦ 民生委員・児童委員活動における連携強化

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：⑤協働による地域福祉活動

<現状・課題>

- 民生委員・児童委員活動を円滑に行うためには、行政や関係機関等との連携が重要です。
- 民児協活動は区市町村行政、社協、小中学校等、幅広い関係機関との連携のもとに進められています。これら関係機関との連携状況について聞いたところ、最も多く「強く連携できている」は「地域包括支援センター」であり（63.5%）、「福祉事務所・役所の福祉担当課」（48.5%）、「区市町村社協」（42.7%）と続きました。（図28）

図28 関係機関との連携状況

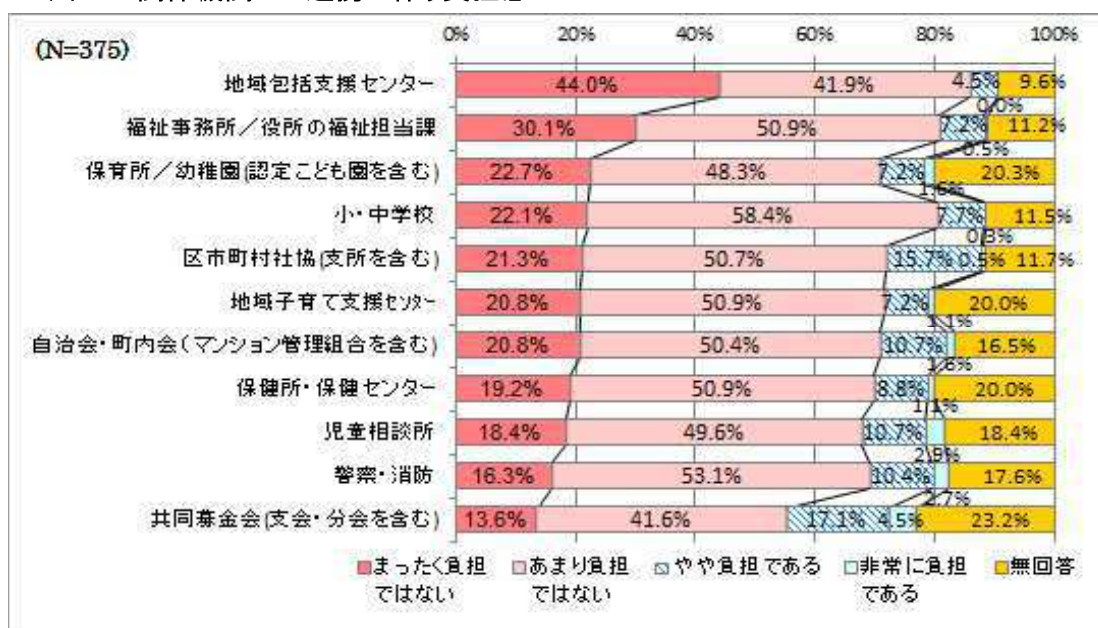


- 近年、民生委員・児童委員に寄せられる期待の高まりのなか、関係機関から民児協に寄せられる依頼事項も拡大傾向にあり、それが負担の拡大にもつながっているとされています。そこで、関係機関との連携・協働に伴う負担感を聞いたところ、「まったく負担ではない」との回答が最多であったのは「地域包括支援センター」でした。（図29）

- また、「まったく負担ではない」、「あまり負担ではない」の合計が、「福祉事務所・役所の福祉担当課」「小・中学校」では80%を超え、「区市町村社協」、

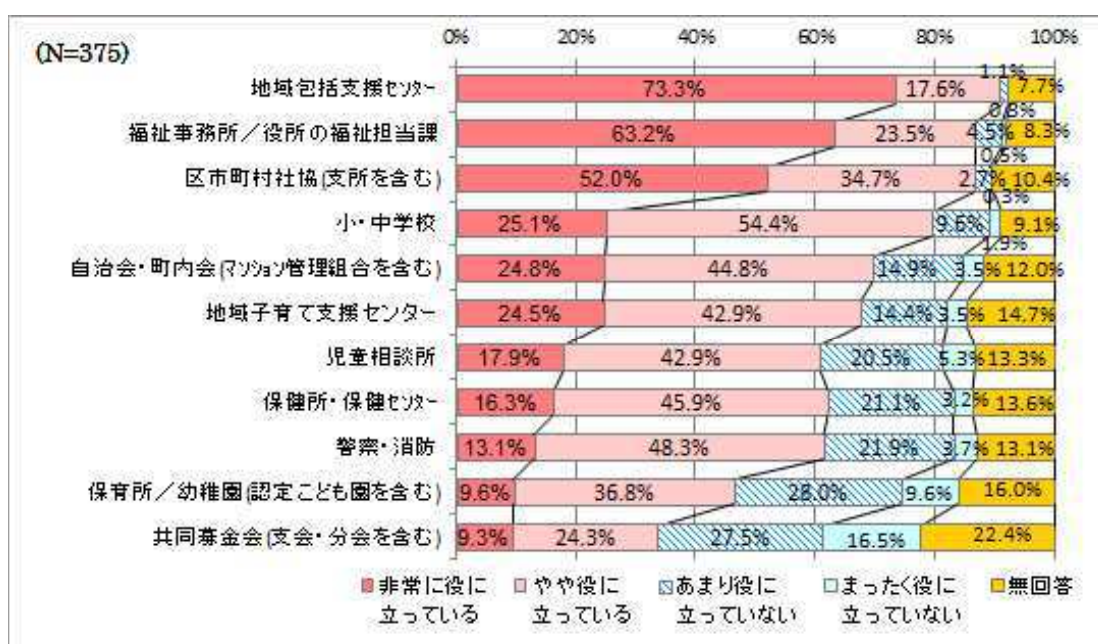
「自治会・町内会（含マンション管理組合）」では 70%を超えていました。

図29 関係機関との連携に伴う負担感



○ 関係機関との連携・協働が民児協にとって有意義か（役立っているか）を聞いたところ、「非常に役に立っている」との回答割合が高かったのは、「地域包括支援センター」が 73.3%、次いで「福祉事務所・役所の福祉担当課」63.2%、「区市町村社協」の 52.0%でした。（図30）

図30 関係機関との連携の効果

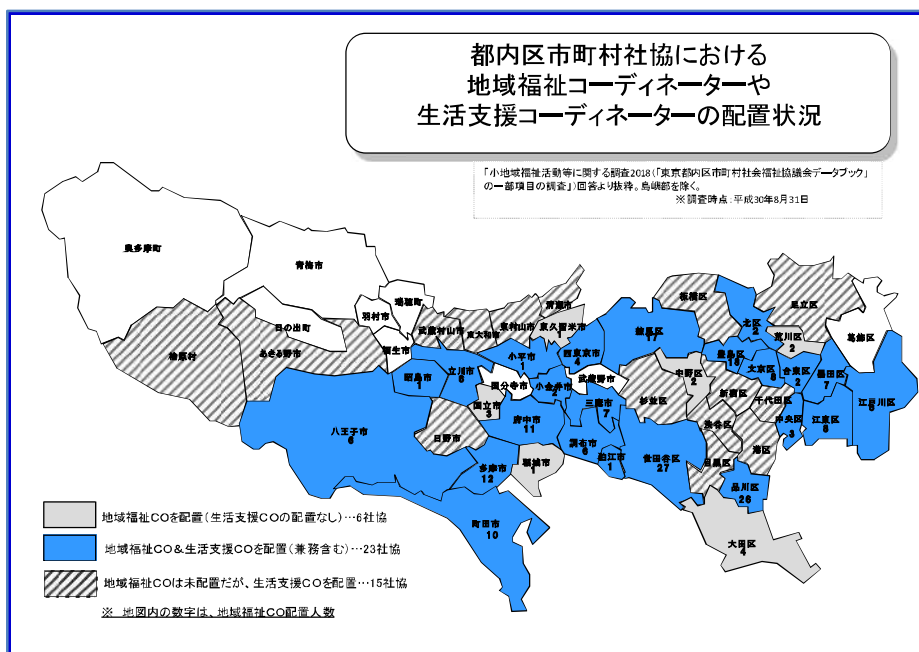


（図 26～図 28 平成 28 年度全国調査のうち東京都分）

＜取組の方向性＞

- 民生委員・児童委員には、地域住民との信頼関係、自治会・町内会との協力関係、行政や社協等との強いつながりがあります。
- 民生委員・児童委員へ依頼される業務は多様化しており、関係機関との連携強化がより必要になっています。困難とされていた課題が円滑な連携により解決につながったり、現在の活動が進展したりする可能性をもっています。
- 一層の連携を通じて、地域住民や行政、関係機関等に民生委員・児童委員をPRすることにもなり、ひいては、民生委員・児童委員の新たななり手の発掘にも繋がるものです。都や都民連は、こうした取り組みを全都的に広めていくよう支援する必要があります。
- また、民生委員・児童委員には、調査や友愛訪問等のあらゆる機会を利用しながら、住民一人ひとりのニーズをきめ細かく把握し、必要なサービスにつなぐ役割、ニーズの解決に向けて寄り添う支援が求められています。
サービスにつなぐことが難しい課題は、民生委員・児童委員だけで悩まず、地域の課題として、地域福祉コーディネーターなどの専門職などの関係者とともに解決していく取組が求められています。

図31 都内区市町村社協における地域福祉コーディネーター等の配置状況



（東京都社会福祉協議会調査）

- そして、東京都社会福祉協議会では民児協、社会福祉法人のネットワーク、地域福祉コーディネーターの協働による「チーム方式の地域福祉推進体制（「東京モデル」）を機能させ、関係者との協働を深め、多様性ある“共創”社会をめざすことを提起しています。
- 民児協の自主活動において、実際に起こった出来事を手掛かりに事例を検討していく事例研究を行っている地区があります。本人の状況、本人や世帯の抱える課題や希望、課題解消や希望を叶えるために必要と思われることなどを時系列に1枚のシートにまとめることは、専門職や関係機関などと情報を共有することができ、民生委員・児童委員活動の可視化（見える化）に繋がります。
- さらに、民生委員・児童委員が気になる高齢者や児童虐待に関する連絡通報等を行った際、その後、どのように対応され解決されたのか等、不明な場合が多く、連携が途絶えることのないよう、フィードバックするなど、連絡通報を受けた機関は事後対応を行うことが望まれます。
- 自分が関与したケースが具体的にどの機関につながれ、どのように対応されたかフィードバックにより理解し、こうした実践の積み重ねにより、民生委員・児童委員のつなげる力の向上につながります。



【コラム】 地域福祉コーディネーターの取組（調布市）

調布市では、現在6名の地域福祉コーディネーターを配置して活動を行っています。今後は8つの福祉圏域にあわせて増員を図っていく予定です。

地域福祉コーディネーターの個別支援は、地域に出向くことで、民生委員・児童委員や住民からどこの関係機関ともつながっていないケースについて情報提供され、支援が始まることも多いそうです。相談の中には、民生委員から「高齢の母親が、生活費に困っている上に同居している無職の息子の今後の生活も心配」といった複数の課題が絡み合ったケースもありました。

この相談では、地域福祉コーディネーターを中心に、無職の息子さんとの関係形成から始まり、就労定着支援を行うとともに、高齢の母親を権利擁護センターやデイサービスにつなぐなど、10 カ月以上にわたって支援しました。その間には、関係機関や委員を交えて何度もケース会議が行われました。

最初は、息子さんに会うこと自体が難しく、関係形成には時間を要しましたが、地域福祉コーディネーターの尽力により、息子さんの就労にまでつながりました。地域で困っている住民のことを何でも相談できる存在、地域福祉コーディネーターがいることは、民生委員として活動していてとても心強く、助かります。

こうした相談は、地域で生活する民生委員や住民でないと把握できないこともあるため、今後も地域福祉コーディネーターと連携して地域からの声を届けていきたいと考えています。



また、一つの事例を一緒に対応することでお互いの関係がより深められるので、気軽に地域福祉コーディネーターに声をかけるなど、日頃から何気ない会話ができる関係をつくりたいと感じています。

【コラム】 地域ケアネットワーク（ケアネット）（三鷹市）

近年、核家族化や少子長寿社会の進行に伴い、地域のつながりが希薄化しています。

地域ケアネットワーク（ケアネット）は、「誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせるまち・三鷹」を目指して、7つのコミュニティ住区を基本エリアに、地域の多世代、多職種、多様な支え手によって構成される共助のための緩やかなネットワークです。

現在、7つのケアネットでは、それぞれの地域特性や課題に応じた活動を行うとともに、住民同士の顔みえるつながりづくりと交流や、関係機関や諸団体と連携し、地域でのつながりや支えあいの輪を広げています。

民生委員・児童委員はケアネットの担い手のメンバーとして参画しており、各地区のケアネットで地域の実情を活かした個性豊かな活動に取り組んでいます。

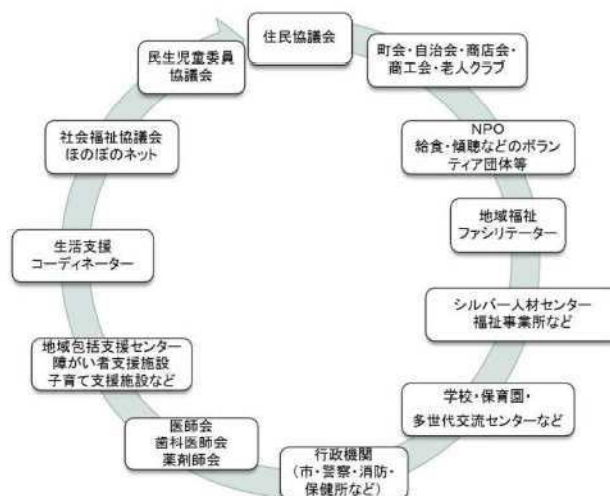
＜民生委員・児童委員より＞

ケアネットでは、商店会、事業所、町会など、幅広い方たちと関わりや繋がりがもてるようになり、民生委員・児童委員としての活動だけでなく、地域での支え合いなどに対しても有用な活動となっています。

また、ケアネットで開催しているサロンは、小さいお子さんから高齢者まで多世代が交流できる場となっており、住民にとって新たな発見や学びにつながる貴重な機会となっています。

地域ケアネットワークの主な構成団体・機関

（構成団体はケアネットによって異なる）



【コラム】 支援を通じた地域とのつながり ¹²

【孤立したきょうだいの暮らし】

Aさん世帯は、Aさんと障害のある兄、職業訓練所に通う姉の3人で広い庭のある一軒家で生活しています。両親が亡くなってからはつながりが徐々に絶たれ、様々な経過の中で地域に対して不信感を抱くようになりました。誰にも助けを求めることなくAさんは一人できょうだいの世話をしていました。

そのうち、Aさん宅の庭は長年手入れがされなかったことで密林のようになり、敷地外へはみ出た植物に隣近所から苦情が入るようになりました。困っている状況を民生委員がコミュニティーソーシャルワーカー（以下、「CSW」）に相談し、一緒にAさん宅を訪問しました。10年ぐらい前から「経済的に苦しく、植木手入れの業者をお願いできなくなった」とのことでした。

【目的は、つながりを取り戻すこと】

そこで、CSWは、庭木を切るだけでなく、Aさん世帯が孤立せず地域に包まれ生活できるようにと目的を設定し、Aさんの承諾を得て、CSW、ボランティア、役所、民生委員の私でサポート会議を開催しました。Aさん世帯の現状や課題、将来のリスクを共有し、活動を通してAさんの地域へのつながりを取り戻すことを確認しました。

ボランティアは、目的を理解した上で、庭木を切る作業の中、Aさんや兄と共に一緒に食事をしたり、地元の昔話をしたり徐々に信頼関係を築く中、Aさんから「庭がきれいになったら、この庭で皆さんと一緒にお茶したいですね」「この地域に、良い人がいたなんて驚きです」との発言が聞かれるようになりました。兄も姉も、庭がきれいになる様子から、笑顔が増しました。周辺の住民からも、きれいになった庭に驚きの声が上がりました。

地域住民の身近で暖かい「助け合い」がAさんの心を動かしている。また、ボランティアの活動が、Aさんが抱いていた諦めが希望に変わるきっかけになったと感じています。

【CSWと連携して良かった点】

ご近所トラブルから発見したAさん世帯への支援では、直接的な困りごとである庭の手入れにとどまらず、予防的側面から孤立を解消するための支援をしました。また、専門職だけではなく、地域の協力を得てAさん世帯の社会関係を広げ、支援目的を関係者で共有することができました。そのほか、相互交流を土台にした双方向の関係づくりを念頭に置きました。ボランティアの掘り起こしも、CSWの人的ネットワークを活用しました。

地域の見守りの中、気に掛け気づくことで、Aさん世帯のお役に立てたことは、民生委員冥利につきました。

¹² 東京都民生委員・児童委員活動実績とその事例 第35集（平成30年11月 都民連）
140ページから141ページを要約

⑧ 民生委員・児童委員活動費

都民連「東京版活動強化方策」中、特に関連深い項目：③民児協組織の強化

<現状・課題>

○ 民生委員・児童委員活動、民児協活動に対する公的補助としては、国として地方交付税に算入し、活動費の支弁は、政令市、中核市を除き、都道府県を介し、区市町村から各委員、民児協に行われています。

○ 民生委員・児童委員の負担拡大が指摘されていますが、その一部として経済的負担もあります。委員活動の多様化、担当世帯数の増加等を背景に、訪問活動に要する通信費（電話代等）、交通費等も増加せざるを得ない状況にあります。

また、例えば、地域の中の民生委員・児童委員活動のPRやサロン活動の開催や参加など、民児協の自主的な活動を活発化しようとする、それに伴う財源が必要ですが、公的補助に限られる現状では委員自身が負担する会費、もしくは委員個人にその財源を求めざるを得ません。

○ 都では、民生委員・児童委員活動費を一人一月あたり 8,600 円交付しています。区市町村から民生委員それぞれに支弁されている委員活動費（実費弁償費）については、自治体ごとに差があります。

○ 民生委員・児童委員への期待が高まり、活動も多様化する中であっては、各委員の経済的負担は拡大する傾向にあり、早期退任の一因との指摘もあるところ です。

<取組の方向性>

○ 民生委員・児童委員は無報酬で活動するものですが、活動に要する実費については、適切に支弁されることが必要です。特に個々の委員に支弁される活動費については、委員活動の広がり、担当世帯数の増加等を踏まえ、適切な額が支弁されることが望ましいと考えます。

○ 今後は単位民児協が一人ひとりの委員を支える機能を果たしていくことが一層重要であり、それを委員の負担に負うのではなく、単位民児協の活動を支える財政基盤の確立が不可欠です。

5 各地区の活動紹介

民生委員・児童委員活動に関する検討委員会には、学識経験者、行政職員のほか、都民連代表の方にも委員として参画していただきました。委員の地区の活動をご紹介します。